

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に
関する省令の一部を改正する省令案の概要

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

1. 趣旨

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。)第11条の登録を受けた再生利用事業者(以下「登録再生利用事業者」という。)は、食品循環資源の再生利用を実施する優良な事業者として、食品循環資源の再生利用の円滑な実施に貢献してきた。その一方で、登録再生利用事業者の中には、重大な生活環境保全上の支障を生じさせて事業が継続できなくなった者や、適切に再生利用事業を実施していなかった者等が現れている。

このような状況を踏まえ、登録再生利用事業者による再生利用事業の適正な実施を確保するため、再生利用事業者の登録に当たってこれまでの再生利用製品の製造・販売の実績を考慮するよう、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令を一部改正するもの。

2. 改正の概要

(1) 登録の基準に追加する内容

再生利用事業を行う者の特定肥飼料等の製造及び販売の実績からみて、当該再生利用事業の実施に関し生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないと認められること。

(2) 申請書に添付すべき書類に追加する内容

当該申請をしようとする者の過去一年間における特定肥飼料等の製造量及び販売量、当該特定肥飼料等の製造を行った事業場の名称及び所在地並びに販売先の氏名又は名称、住所及び連絡先を記載した書類

3. スケジュール(予定)

7月 改正省令の公布

9月 改正省令の施行